

令和4年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

- 1 開催日時 令和4年5月19日(木)
開 会 13時30分
閉 会 15時00分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 「八千代市のいじめ問題への対応について」(公開)
「いじめを早期発見, 初期対応について」(非公開)
- 4 出席者名 委 員 川上明治, 鈴木美保, 長沼啓司(代理: 金成), 太田信子,
土井弥寿子, 齋藤雄大, 木梨朋幸, 平山昌広, 島津俊明, 高倉啓安,
吉田佳世, 設楽憲一, 高原敬介, 清水敦史 内藤俊夫
事務局 兒玉健司, 宮崎幸子, 池浦一寛, 大友奈緒, 西俊治, 目黒大樹
福田恭子
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報
交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱う
ことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員3名(傍聴0名)
- 8 審議内容等
事務局(大友) 本日は, 傍聴人はありません。本日は, お忙しい中, お集まりくださりましてありが
とうございます。
本来ならば, 会を始める前に委嘱状及び辞令の交付を行う所ですが, 新型コロナウイルス
感染拡大防止の観点から事前に机上に置かせていただきました。ご承知おき
お願いいたします。
ここで, 八千代市教育委員会教育長 小林伸夫が御挨拶申し上げます。
教育長 皆様こんにちは 改めまして教育長の小林です。
委員の皆様には公私御多忙の中, お集まりいただきありがとうございます。さて, 本
協議会はいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い, 関係機関が情報交換, 意
見交換をしていじめ防止等に関する連携を図ることを目的に設置されたものでござ
います。
本市のいじめの現状等につきましては, のちほど事務局から報告があると思いま
すが, 全てのいじめを解決していくのは中々難しいものがあります。近年の例で言
いますとパソコンや携帯電話の普及で SNS を使ったいじめというのが顕著になってお
り, SNS による誹謗中傷というのが大きな課題となっております。何年前になりま
すが, 町田市でタブレットを配付された時に誹謗中傷され, それを苦に自殺したと
いう痛ましい事件もございました。いじめにあった子ども, またその保護者の気持
ちになって考えますと, やはり私たちはいじめ防止を毅然と図り, 未然に防止する
手立て, 早期発見, 解消していかなければならないといけないと改めて思います。ま
た前方の壁にあります SDGs の考えからいいますと, ゴール3の「すべての人に健康
と福祉を」, ゴール16の「平和と公正をすべての人に」ということも深く関わっ
ているのではないかと思います。本日の協議会を通じて, 関係機関がより連携し, 子

どもたちの心豊かな成長，健全な成長の支援につながるよう，今年度も皆様のお力添えをお願い致しまして，私の挨拶と致します。どうぞ宜しくお願い致します。

事務局（大友）

ありがとうございました。

つづいて，委員になられました方の自己紹介をお願いいたします。委員等出席者順にお願いしたいと思います。1番の川上様は，後ほど御来庁されるとお聞きしておりますので，2番の鈴木様 よろしくをお願いいたします。

鈴木
金成

千葉県中央児童相談所の鈴木です。

八千代警察署生活安全課少年係長の金成です。本日，長沼は業務のため代理で出席させていただきました。

太田
齋藤

八千代市民生委員児童委員協議会連合会の太田です。

八千代市PTA連絡協議会 勝田台小学校PTA会長の齋藤です。

木梨

八千代市校長会 勝田台小学校長 木梨です。

平山

八千代市校長会 村上中学校長 平山です。

島津

八千代市子ども部次長兼子育て支援課長 島津です。

高倉

八千代市子ども部子ども保育課長 高倉です。

吉田

八千代市子ども部子ども福祉課子ども相談センター所長 吉田です。

設楽

八千代市教育委員会 教育次長 設楽です。

高原

八千代市教育委員会 指導課長 高原です。

清水

青少年センター所長 清水 です。

内藤

八千代市適応支援センター所長 内藤です。

事務局（大友）

4番の土井様も後ほど御来庁されます。

ありがとうございました。

ここで，小林教育長は職務のため退席になります。

しばらくお待ちください。

八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領第5条第5項の規定により，ここから，教育次長が進行を務めさせていただきます。

なお，会の性質上，議事録の作成がありますので録音させていただきますことを御了承ください。

それでは，教育次長，お願いいたします。

設楽委員

教育次長の設楽です。運営要領の規定により，会長選出までの進行を務めさせていただきます。本日は御多用のところ御出席いただきまして，誠にありがとうございます。ただ今より，「令和4年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を開会いたします。

では，条例第6条第2項の規定により定足数を確認いたします。

委員数15名，現在出席者数 13名，先ほど事務局から連絡がありましたが，川上委員，土井委員は遅れて出席いたします。よって，本協議会は成立いたします。

続きまして，本日予定されております議事のうち，「協議」では，八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報扱う可能性があることから，会議の非公開を求めます。よろしく願いたします。

これより議事に入ります。

まず，八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例第5条により会長の選出ですが，これは委員の互選によると規定されております。どなたか立候補していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは，どなたかふさわしい方を御推薦いただけますでしょうか。

平山委員

はい，設楽次長を推薦します。

設楽委員

ほかに立候補または御推薦はございませんか。・・・

では、お諮りいたします。ただいま会長に教育次長の設楽を御推薦いただきましたが、御異議はございますか。

(ありません。)

設楽会長

それでは、私が務めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきながら、有意義な協議会にしていきたいと思えます。

それでは、続いて条例第5条第3項の規定により会長の代理を指名します。

八千代市校長会の平山委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って、進めてまいります。

報告・説明事項について、事務局お願ひします。

事務局（西）

はい。それでは、事務局より、令和4年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会の報告・説明事項を行います。プレゼンテーション資料にて説明をさせていただきます。こちらは会の終了後に回収させていただきますので、メモ等を取られる場合は別の用紙にてお願ひいたします。

はじめに八千代市いじめ問題対策連絡協議会についてご説明いたします。いじめ問題対策連絡協議会はいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより設置されております。いじめの未然防止や早期発見、初期対応等について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的としています

本連絡協議会の委員につきましては、いじめの防止等に関する機関及び団体として、八千代警察署、千葉県中央児童相談所、千葉地方法務局船橋支局、八千代市医師会、八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会、八千代市PTA連絡協議会から、委員にご推薦いただきました皆様にお集まりいただいております。それぞれの専門的なお立場からご意見をいただければと思えます。

また、いじめの防止等に関し学識経験を有する方として八千代市校長会から2名の校長先生にお集まりいただいております。学校現場で児童生徒と接していらっしゃるお立場で、また学校においていじめ問題に取り組んでいらっしゃるお立場から御意見をいただければと思えます。そして、行政のお立場で子どもに関わる部署にいらっしゃる方々にもお集まりいただいております。連携を図るとともに、教育委員会や学校の取組について御意見をいただきたいと思えます。

次に、いじめ防止等の基本方針についてご説明いたします。八千代市内の市立小中義務教育学校ではいじめ防止基本方針を策定しておりますがこれは国、千葉県、八千代市がそれぞれ策定した基本方針をもとに各学校で策定したものです。その一例を紹介いたします。

これは市内のある小学校のホームページです。各学校のホームページで学校いじめ防止基本方針を公開しており、内容を確認することができます。毎年、各学校において改定作業が進められており改定された今年度のものが公開されています。

そこには学校がいじめに対応するために、日常の情報交換や共通理解を図るための「生徒指導部会」、いじめの疑いに係る情報があったときの事実確認や情報の共有などを行うための「いじめ対策委員会」を組織することを明記しています。昨年度も、この学校いじめ防止基本方針の改定、見直しを行いました。

まず一つ目は、いじめの定義についてです。いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第二条により定義が決まっておりますが、「けんかやふざけ合いであっても被害性によっていじめかどうか判断する」という記載を、市内30校の学校いじめ防止基本方針に載せるようにしました。二つ目は、いじめ対策組織の教職員以外の構成

員についてです。これまで、福祉の専門的知識を有する者とし児童委員や民生委員になっている学校がありましたが、スクールソーシャルワーカーに改め、地域の実情を把握する者として児童委員や民生委員へと記載の変更を致しました。また、重大事態には、必要に応じてSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を申請することを載せています。三つ目は、いじめ未然防止の項目の中にある特別な配慮を有する児童等の内容についてです。これまで①発達障害を含む、障害のある児童等②外国から帰国した児童等③性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童等④東日本大震災により被災した児童等がありましたが、5つめとして新型コロナウイルス感染症に係ることを記載するようにしました。また、GIGAスクール構想による一人一台端末配付がされているため、タブレット等によるトラブルについても適切な指導ができるように示されております。

四つ目に、「いじめの解消」についてです。国基本方針に定められている「いじめが解消している状態」について、行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により判断する。この内容を市内30校すべてに記載しました。

では、各学校がいじめの定義をどのように捉えているか、もとになる八千代市いじめ防止基本方針の定義を確認します。八千代市では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しており、各学校も同様の定義となっています。各学校では、いじめの認知について定義に基づいて行っているわけですが、その対応にあたっては留意点もございます。例えばトラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっています。

また、内容がいじめを意図したものでなく、継続して行われた行為でなくても児童生徒本人が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要があります。最後に、いじめによって重大事態が発生した場合の対処について説明していきます。まず重大事態とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合です。具体的には、このようなケースを想定しています。文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例が紹介されています。軽傷で済んだ場合であっても自殺を企図した場合、自傷行為を行ったり暴行によって骨折などの重傷を負ったりしたような場合、心的外傷後ストレス障害と診断された場合、わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された場合、複数の生徒から金銭を強要された場合、欠席が続き転学した場合を扱っています。

いじめにおける重大事態への対処はこの図の流れで進めていくことになります。

重大事態発生の報告を受けた教育委員会は調査主体を学校とするか教育委員会とするかを判断するとともに市長へ報告します。調査した組織は教育委員会へ結果を報告するとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。教育委員会は調査結果を市長へ報告し、市長が再調査の必要を判断しなければ調査は終了します。もし市長が再調査の必要を判断した場合は、教育委員会が関与しない別組織として調査委員会によって再調査を行います。その結果は議会へ報告されるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態である「不登校重大事態」に係る調査にはこの図のように対応していくこ

とになります。不登校重大事態の判断主体は学校の設置者または学校であり、30日を目安として相当の期間学校を欠席した時点で判断することになっています。調査の主体は教育委員会が決定しますが、学校が調査に当たることが原則になっています。学校が調査主体となる場合は、教育委員会は学校に対して必要な指導や適切な支援を行います。調査結果を書面に取りまとめた後、市長へ報告します。市長は、必要があると認めるとき再調査を行うことができるとされていますので、その場合に学校及び設置者は再調査組織へ得られた資料の提供や協力をします。以上で八千代市のいじめ問題に関わる説明と報告を終わります。後半の協議では、「いじめの早期発見、初期対応について」御意見をいただければと思います。

設楽会長

ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。
どんな内容でも構いませんので、御質問等がございましたらお願いいたします。

設楽会長

よろしいでしょうか。それでは、会を進めてまいります。本日は、「いじめの早期発見、初期対応について」を議題に協議を進めることとなっております。ではまず、事務局の方からお願いします。

報告〔非公開〕

設楽会長

以上で、令和4年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。